

## 東京二十三区清掃協議会規約の変更に係る協議について(概要)

### 1 変更理由

一般廃棄物処理業の許可等のあり方については、平成24年10月16日に開催された特別区長会総会において、以下のとおり了承されたところである。

- (1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可事務については、平成25年4月1日から23区が共通基準に基づいて行うことができる事務を一本化し、共同処理する。
- (2) 共同処理の主体は、各区が基礎的な地方自治体として権限を有しながら、事務の効率化を図ることができる東京二十三区清掃協議会とする。
- (3) 東京二十三区清掃協議会は、各種申請等の受理から許可証交付までの一連の許可事務を管理執行事務及び付随する連絡調整事務として実施する。各区は許可内容・要件等の決定及び主体的な判断に基づいた行政指導、処分等を実施する。
- (4) 各区及び東京二十三区清掃一組事務組合は、第四回定例会で「東京二十三区清掃協議会規約の改正」の議案を提出する。

なお、東京二十三区清掃協議会が許可事務を共同処理するには、東京二十三区清掃協議会規約を変更する必要がある。当該協議会規約の変更にあたっては、地方自治法第252条の6の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### 2 変更内容

東京二十三区清掃協議会規約 新旧対照表 (傍線部分が改正箇所)

改正案	現行
第一条から第二条まで(現行に同じ)  (協議会の担任する事務) 第三条 協議会は、関係団体の事務のうち、次に掲げる事務を管理し及び執行する。 一 <u>廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなった事務を除く。</u> 二 <u>一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務</u> 2 協議会は、前項に規定する関係団体の事務の管理及び執行に関して連絡調整を図る。  第五条から第二十一条まで(現行に同じ)  附 則 <u>この規約は、平成二十五年四月一日から施行する。</u>	第一条から第二条まで(省略)  (協議会の担任する事務) 第三条 協議会は、関係団体の事務のうち、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務を管理し及び執行する。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなった事務を除く。  2 協議会は、前項に規定する関係団体の事務の管理及び執行に関して連絡調整を図る。  第五条から第二十一条まで(省略)

### 3 実施時期

平成25年4月1日